大阪製ブランド認定制度

応募申請書

**（１製品応募用）**



令和４年４月

大　阪　府

**応募申請書等記入にあたっての留意事項**

【提出書類一覧】　(２製品応募の場合は「応募申請書（２製品応募用）」を使用してください。)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類名称 | 様式番号 | 部数 |  |
| 1 | 応募要件・提出書類チェックリスト | － | 1部 | 必須 |
| 2 | 応募申請書 | 様式第１号 | ２部 | 必須 |
| ３ | 応募製品提出に係る同意書 | 様式第２号 | 1部 | 必須 |
| ４ | 代表企業選定報告書（自社以外の製造工程が含まれる場合/募集要項P3:※３参照） | 様式第3-1号 | 1部 | 該当する場合のみ |
| ５ | 代表企業以外の構成企業の概要（任意団体・グループで申請する場合のみ記載/募集要項P2~3:Ⅲ-1-(2)参照） | 様式第3-2号 | 1部 | 該当する場合のみ |
| ６ | 申立書 | 様式第４号 | 1部 | 必須 |
| ７ | 法人の現在事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）、または定款のコピー（原本と相違がない旨を証明した、最新のもの）※ | － | 1部 | 必須 |
| ８ | 応募製品（現物） | － | － | 必須 |
| ９ | 会社案内 | － | 2部 | 必須 |
| 10 | 製品等パンフレット、カタログ等（コピー可） | － | 2部 | 必須 |
| 11 | 生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し | － | 1部 | 必須 |
| 12 | 管轄の府税事務所で発行された納税証明書（原本）（募集要項P４参照） | － | 1部 | 必須 |
| 13 | 管轄の税務署で発行された納税証明書（原本）（募集要項P４参照） | － | 1部 | 必須 |
| 14 | 補足資料（必要に応じて）例：メディア紹介事例、特許登録リストのコピー等 | － | 2部 | 任意 |

※定款コピーを提出する場合は、以下の内容を余白に記入してください。

　なお、提出いただく箇所は事業目的がわかる頁のみでかまいません。

（記載例）この写しは原本と相違ないことを証明します。

　　　　　　　　令和4年○○月○○日

　　　　　　　　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

【提出方法】

　１　応募申請書は、両面印刷で提出してください。

２　必要な情報は、各様式にご記入ください。

３　正本・副本として、Ａ４サイズのフラットファイル（紙製・Ａ４縦＜Ａ４－Ｓ型＞）に

それぞれ綴って提出してください。補足資料(No.14)は可能な限り、Ａ４版サイズに拡大

又は縮小して綴ってください。

　　　（ファイルの綴り方）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 必須提出書類 | 任意提出書類（該当する場合のみ） | 冊数 |
| 正本 | No. 1～3,6,7,9～13 | No. 4,5,14 | １ |
| 副本 | No. 2,9,10 | No.14 | １ |

　４　表紙及び背表紙には申請製品名・代表企業名（法人格を有するグループ等で応募する場合は、法人名）を記入してください。

　５　応募製品（現物）の提出については、上記書類との別送・同封の別は問いません。

【注意事項】

１　審査の過程により、補足のための資料を追加で提出していただく場合があります。

２　提出された申請書類は返却できませんので、予めご了承ください。

提出必須

令和４年　　〇月　　〇日

応募要件・提出書類チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 代表企業名等 | 株式会社　MOBIO |

**【応募要件チェック欄】この要件に合致していない場合は応募できません。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | チェック | 応募要件 | 備考 |
| １ | **✓** | 大阪府内に本社及び製造拠点（自社工場又は協力工場）がある。 |  |
| ２ | **✓** | 府税に係る徴収金を完納している。 |  |
| ３ | **✓** | 直近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納している。 |  |
| ４ | **✓** | 消費財である（一般消費者に販売する最終製品である。）。※食品を除く |  |
| ５ | **✓** | 応募企業が主体的に企画・設計・製造した製品である。 | 判断に迷われる場合はご相談ください。 |
| ６ | **✓** | 応募時点で販売可能である。 |  |
| ７ | **✓** | 他の特許・意匠等を侵害していない。 |  |
| ８ | **✓** | 特許・意匠等に関する係争中ではない。 |  |

【提出書類チェック欄】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | チェック | 提出書類 |  |
| 正本 | 副本 |
| １ | **✓** |  | 応募要件・提出書類チェックリスト（この書類） |  |
| ２ | **✓** | **✓** | 様式第１号：応募申請書 |  |
| ３ | **✓** |  | 様式第２号：応募製品提出に係る同意書 |  |
| 4 | **✓** |  | 様式第3-1号：代表企業選定報告書（自社以外の製造工程が含まれる場合のみ） | 募集要項P3:※３参照 |
| 5 | なし |  | 様式第３-2号：代表企業以外の構成企業の概要（任意団体・グループで申請する場合のみ） | 募集要項P2~3:Ⅲ-1-(2)参照 |
| 6 | **✓** |  | 様式第4号：申立書 |  |
| 7 | **✓** |  | 法人の現在事項証明書（発行日から３ヶ月以内のもの）、または定款のコピー【原本証明要】（個人事業主の場合は事業概要） | 応募申請書P2参照 |
| 8 | **✓** |  | 応募製品（現物） |  |
| 9 | **✓** | **✓** | 会社案内（個人事業主の場合はプロフィールでも可） |  |
| 10 | **✓** | **✓** | 製品等パンフレット、カタログ等（コピー可） |  |
| 11 | **✓** |  | 生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し(申込中の場合は、一旦申込書のコピーを添付し、追って証書を送付してください。) |  |
|  | 納税証明書（提出日現在で発行日から３ヶ月以内） | 未納がないことの証明募集要項P4~5：※4※5参照 |
| 12 | **✓** |  | 大阪府 府税事務所が発行する『府税（全税目）の未納の徴収金の額のないことの証明書』 |
| 13 | **✓** |  | 税務署が発行する『納税証明書その３の３（法人税と消費税及地方消費税）』（個人事業主の場合は『納税証明書その３の２（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）』） |
| 補足資料（任意） |
| 14 | **✓** | **✓** | 新聞・雑誌等で紹介された記事のコピー |  |
| 〃 | なし | なし | 特許リストのコピー |  |
| 〃 | なし | なし | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

（様式第１号）

提出必須

※事務局記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| 受付年月日 |  |

大阪製ブランド認定制度　応募申請書

大阪府知事　様

　令和４年　〇月　〇日

1. 企業の概要

※法人格を有しない団体・グループ等複数者で申請する場合は、本欄には**代表となる企業の情報**を記入し、**構成企業の情報は（様式第3－２号）に記入してください。**　（募集要項P2~3:Ⅲ-1-(2)参照）

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな | かぶしきがいしゃ　もびお |
| 企　　業　　名 | 株式会社　MOBIO |
| ふりがな | だいひょうとりしまりやく　おおさか　たろう |
| （職・氏名）代　　表　　者 | 代表取締役　大阪　太郎 |
| 本社所在地 | 〒577-0011大阪府東大阪市荒本北１丁目４番１７号　クリエイション・コア東大阪北館1階 |
| 応募製品の生産拠点 | 〒　同上（本社所在地と異なる場合は記載してください） | ☑自社工場□他社工場 |
| 連 絡 担 当 者連絡窓口となる方を記入してください。 | 部　署 | ものづくり支援課 | ふりがな | もびお　たろう |
| 役　職 | 係長 | 氏 名 | モビオ　太郎 |
| ＴＥＬ | 06-6748-1050 | FAX | 06-6748-1051 |
| E-Mail | seizo@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 連絡担当者所在地（本社所在地と異なる場合） | 〒同上（異なる場合は記載してください）　 |
| HPアドレス | 企業 | https://osaka-sei.m-osaka.com/ |
| 応募製品（あれば） | https://osaka-sei.m-osaka.com/product/ |
| SNSアカウント名 | Twitter | @Osakasei\_PR | Instagram | osakasei |
| 資　　本　　金 | 10,000,000　円 | 従業員数(前期末) | 99　人 |
| 主たる業種 | プラスチック製品製造業　　　　　　　 | 主な事業内容 | 自動車部品の製造 |
| 事業の状況（売上金額の大きいものから記入してください。） | 創業 | 平成〇〇年  | 設　立 | 平成〇〇年  |
|  | 事業名 | 売上金額 | 割合 |
| 主たる事業 | 製造業 | 90,000,000円 | ％ |
| 兼業する事業 |  | 円 | ％ |
|  | 円 | ％ |
|  | 円 | ％ |
| その他 | 10,000,000円 | ％ |
| 合　　計 | 100,000,000円 | ％ |

提出必須

２.応募製品について

|  |  |
| --- | --- |
| 応募製品名： | ○○○○○○ |

※実際に販売する製品名を正確に記入してください

**（１）応募製品の用途や特長・機能等について、わかりやすく記載してください。**

（セールスポイントを、お客様に説明するようなイメージでご記載ください。） （400文字程度）

（例）本製品は〇〇という特徴のあるお弁当箱です。機能としては～～としても使用でき、～～等の際にも便利です。表面には特殊な加工を施しているので、～～というメリットも。食洗機や電子レンジも使用可能。軽くて丈夫なので、～～といったシーンでも活躍します。さらに・・・

**（２）応募製品の製造に活かされている技術等について　／　製品開発の背景・テーマについて**

ア. 応募製品の製造においてポイントとなる技術は何ですか。（例：〇〇への溶接技術）（100字程度）

（例）本製品のポイントは〇〇加工技術です。これまでは不可能とされてきた～～を～～といった工夫で可能にしました。また、これを実現するために治具の開発から取り組みました。

1. 応募製品には具体的にどのような技術が活かされていますか。また、貴社ならではの独自性についてもお　書きください。

（熟練の職人・受賞歴のある職人による製造、独自技術、特許技術、国内有数の技術を用いた工夫　など）

（600字程度）

|  |
| --- |
| （例）本製品には〇〇の技術が活かされています。一般的には機械で加工する場合が多いのですが、本製品は～～の〇〇年以上の経験を持つ職人が一つずつ～～を用いて完成させています。そして・・・・また、本製品には他社にはない特徴が多くあり、いちばんの特徴は加工技術です。本技術については特許を取得しており、自社以外にこの技術を有している企業はありません。その技術によって、製品の表面に～～といった効果が生まれ、～～というメリットをもたらしています。さらに・・・・【記入上のポイント】■専門用語はできる限り避け、使用する場合は説明や注釈をつけるなど、誰が読んでも理解できる表現を用いて記載してください。■抽象的な表現は避け、具体例を挙げるなどできる限り詳細に記載ください。■技術に関する表現は、自社の技術の優位性についても具体的に記載ください。（国内で〇社・唯一の技術、〇〇年培ってきた技術等）また、その技術によって応募製品にどのような効果・機能がもたらされているのかについても記載ください。 |

提出必須

ウ. 応募製品の開発に至ったきっかけ・経緯・理由（時代背景・業界環境・周辺環境など）（400字程度）

|  |
| --- |
| （例）●年頃から海外製品の流入が始まり、自社の看板商品であった～が安価な海外製に取って代わられるようになってきました。このため、価格競争に巻き込まれない、オリジナル製品の開発に事業をシフトすることにしました。そんな中で、過去の～～という経験から、〇〇という想いがあり本商品を開発することにしました。製品の開発にあたっては・・・ |

エ. 応募製品を通じて実現したいこと、消費者へ伝えたい想い等をお書きください。　　　　（200字程度）

|  |
| --- |
| 消費者に知ってもらいたい熱い想いやメッセージを記載してください。 |

**（３）応募製品について、過去に何らかの受賞歴があればお書きください**。（例：グッドデザイン賞）

|  |
| --- |
| （例）〇〇デザイン賞(2018年)、〇〇市ブランド認定(2019年)、●●ものづくり大賞(2019年) |

**（４）応募製品のメインとなるターゲットをお書きください。**

|  |
| --- |
| ・年齢層：【　20代後半～40代　】　・性別：【　　女性　　】・趣味・嗜好・利用シーンなど：【　　共働きで忙しい主婦、家事に時短を求めている人　　】 |

**（５）応募製品の価格・販売について**

ア．製品の発売時期　　　　　　　　（　2015　）年（　1　）月より販売／販売予定

イ．商品の価格（販売価格(税抜)・製造原価）をお書きください。

|  |
| --- |
| 販売価格：　　　　　2,000円（税抜）　　　　　　　製造原価：　　　　　　800円　 |

　ウ. 応募製品の製造数量（月産）、販売実績、販売目標をお書きください。

|  |
| --- |
| 最大製造可能数：　1,000個（月産）、　販売実績：　6,000個（年間）、　販売目標：　10,000個（年間） |

　エ. 応募製品はどこで(誰が)販売していますか。販売方法・ルートをお書きください。

（問屋経由、販売時期、海外での販売有無　等）

|  |
| --- |
| ・百貨店催事などで期間販売。・オンラインショップ(自社・楽天・Amazon)で販売。　販売サイトＵＲＬ：http://www.○○○○・〇〇年〇〇月より、台湾での販売も開始。 |

**（６）類似品との違いをお書きください。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（400字程度）

|  |
| --- |
| 他社製品には△△という素材を使っているものが多くあるが、応募製品の〇〇〇〇〇は、××という素材を採用しています。この素材を使用することで、耐久性が非常に優れています。××という素材を使っているのは、応募製品の〇〇〇〇〇しかありません。さらに、機能面では・・・また、ブランディングにおいても・・・・ |

**（7）製造工程について**

提出必須

**※他社工程が含まれる場合は、（様式３－１号）も記入・提出のこと。**（募集要項P3※3参照）

　申請する製品の**主な**製造工程を記入してください。

それぞれの工程について、「自社／他社」及び「大阪府内／府外」をチェックし、

他社または府外の工程が含まれる場合は該当する企業名、事業所の所在地を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工程①**（　企画・デザイン　　　） | 自社☑　他社□ | 企業名 |
| 府内☑　府外□ | 所在地　 |
| 内　容社内で企画立案。デザインの骨格、販路、価格などを決定 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工程②**（　試作モデル製作　　　） | 自社☑　他社□ | 企業名　 |
| 府内☑　府外□ | 所在地　 |
| 内　容自然で温かみのある形状にこだわり、コンピュータによる３Ｄ技術ではなく、人の手による粘土細工でモデリング |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工程③**（試作モデルの３Ｄデータ化） | 自社□　他社☑ | 企業名　株式会社△△△ |
| 府内☑　府外□ | 所在地　○○市〇〇町○-○ |
| 内　容試作モデルを３Ｄスキャンしデータ化。３Ｄデータの再現性、精度など３Ｄプリンタ出力し検証 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工程④**（　金型製作　　　　　　） | 自社□　他社☑ | 企業名　株式会社□□□ |
| 府内☑　府外□ | 所在地　○○市〇〇2-2-2 |
| 内　容３Ｄデータを金型製作用に肉厚調整や不整合修正し再構築し、製品金型製作 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工程⑤**（　製品製造　　　　　　） | 自社☑　他社□ | 企業名 |
| 府内☑　府外□ | 所在地　 |
| 内　容混色射出成型により柄・模様を調整し製造　　〇〇部分の特殊溶接製品の安全性試験も実施パッケージや販促物の製作 |

**（８）その他**

●大阪製ブランド認定制度をどこで（何で）知りましたか。（例：○×商工会議所からの紹介）

　【（例）〇〇中小企業支援センターのコーディネーターからの紹介　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

●大阪製ブランド認定制度に応募したきっかけ・理由・意気込み等をご記入ください。

●今後、公的支援施策などの情報提供をご希望の場合、下記に連絡先をご記入ください。

（大阪府または大阪産業局よりご連絡します。）

　【氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　／　E-mail：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

製品写真貼付用紙

提出必須

|  |
| --- |
| 　⇒　パッケージを含め、製品の特長やこだわりが伝わるような写真を貼付してください。　　※応募する製品について、製品のこだわりや特長が伝わる写真を貼付し、説明書きを添えてください。　 |

※応募する製品のカラー写真（解像度３００dpi程度　３～５枚）を貼付してください。

提出必須

（様式第２号）

応募製品提出に係る同意書

　　 大阪製ブランド認定の申請要件である応募製品（現物）の提出にあたり、

下記の内容について同意いたします。

記

　１　郵送代または持参に係る交通費など、提出に係る一切の費用は申請者の負担となります。

２　製品返却の際は、事務局から郵送での返却、または事務局まで直接引き取りにお越しいただくことになります。

その際の着払い送料や、来所に係る交通費などの費用は申請者の負担となります。

令和４年　　 〇月 　　〇日

大阪府知事　 様

応募製品名　〇〇〇〇〇〇

所　　在　　地 東大阪市荒本北1丁目４番１７号

クリエイション・コア東大阪北館１階

企　　業　　名　株式会社ＭＯＢＩＯ

代表者職・氏名　代表取締役　大阪　太郎

（様式第３－１号）

**代表企業選定報告書**（募集要項P3:※3参照）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年　〇月　 〇日

　　大阪府知事　 様

所　　在　　地　○○市〇〇町○-○

企　　業　　名　株式会社△△△

代表者職・氏名　■■■　■■■

所　　在　　地　○○市〇〇2-2-2

企　　業　　名　株式会社□□□

代表者職・氏名　×××　××

貴社以外の製造工程を担う企業様の同意を得た上で、記入してください。

※複数ある場合は１枚にまとめなくてもかまいません。

所　　在　　地

企　　業　　名

代表者職・氏名

所　　在　　地

企　　業　　名

代表者職・氏名

 　 我々は、大阪製ブランド認定制度の応募にあたり、下記のとおり代表企業を選定しましたので報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

大阪製ブランドに

**代表として申請する**

**企業について**

**記入してください**

応

　　　　　　　 応募製品名 ○○○○○○

　所　　在　　地 東大阪市荒本北1丁目４番１７号

クリエイション・コア東大阪北館１階

 　 企　　業　　名 株式会社ＭＯＢＩＯ

 代表者職・氏名 代表取締役　大阪　太郎

（様式第３-2号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（募集要項P2~3:Ⅲ-1-(2)参照）

代表企業以外の構成企業の概要①**（法人格を有しない団体・グループで申請する場合のみ記載）**

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな | 複数企業で法人格を有しないグループとして応募する場合、応募製品の製造に携わる団体・企業等について、記入してください。該当の無い場合や、様式第4-1号：代表企業選定報告書を提出する場合は記入不要です。対象が複数ある場合は、欄を増やして記入してください。 |
| 企　　業　　名 |  |
| ふりがな |  |
| （職・氏名）代　　表　　者 |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 応募製品の生産拠点 | 〒 | □自社工場□他社工場 |
| 連 絡 担 当 者連絡窓口となる方を記入してください。 | 部　署 |  | ふりがな |  |
| 役　職 |  | 氏 名 |  |
| ＴＥＬ |  | FAX |  |
| E-Mail |  |
| 連絡担当者所在地（本社所在地と異なる場合） | 〒 |
| HPアドレス |  |
| SNSアカウント名 | Twitter |  | Instagram |  |
| 資　　本　　金 | 　　　　　　　　円 | 従業員数(前期末) | 　　　　　　　　人 |
| 主たる業種 | 　　　　　　 | 主な事業内容 |  |

代表企業以外の構成企業の概要②**（法人格を有しない団体・グループで申請する場合のみ記載）**

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 企　　業　　名 |  |
| ふりがな |  |
| （職・氏名）代　　表　　者 |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 応募製品の生産拠点 | 〒 | □自社工場□他社工場 |
| 連 絡 担 当 者連絡窓口となる方を記入してください。 | 部　署 |  | ふりがな |  |
| 役　職 |  | 氏 名 |  |
| ＴＥＬ |  | FAX |  |
| E-Mail |  |
| 連絡担当者所在地（本社所在地と異なる場合） | 〒 |
| HPアドレス |  |
| SNSアカウント名 | Twitter |  | Instagram |  |
| 資　　本　　金 | 　　　　　　　　円 | 従業員数(前期末) | 　　　　　　　　人 |
| 主たる業種 | 　　　　　　 | 主な事業内容 |  |

（様式第４号）

提出必須

申 立 書

私（当社）は、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを「〇」で囲んでください。

|  |
| --- |
| **申　　立　　事　　項** |
| 1 | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、大阪府暴力団排除条例第２条第１号に規定する**暴力団**、同条第２号に規定する**暴力団員**、同条第３号に規定する**暴力団員等**及び同条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。 | 　はい・いいえ |
| 2 | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から申請日において１年を経過しない者である。 | 　はい・いいえ |
| 3 | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から申請日において１年を経過しない者である。 | 　はい・いいえ |
| 4 | 上記１～３のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、該当することが判明した場合には、大阪製ブランドの認定を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | 　はい・いいえ |
| 5 | 1. 大阪製ブランド認定の申請に当たり、当該申請製品は、大阪製ブランド認定制度募集要項に定める品質基準を満たしている。
 | 　はい・いいえ |
| 1. 認定後、品質上の問題が判明した場合は、直ちにその旨を大阪府に届け出るとともに、製品回収等、誠心誠意対応します。
 | 　はい・いいえ |
| ③品質上の問題に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料、若しくはその両方を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力します。調査の結果、品質上の問題が認められた場合は、大阪製ブランドの認定を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。 | 　はい・いいえ |
| ④他者への知的財産権の侵害がないことを自社で確認しており、本事業によって知的財産権の侵害による係争になった場合、大阪府及び大阪産業局は一切の責任を負わないとともに、大阪製ブランドの認定を取り消されても何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |

令和４年　　〇月　　〇日

所　　在　　地　東大阪市荒本北1丁目４番１７号

クリエイション・コア東大阪北館１階

企　　業　　名　株式会社ＭＯＢＩＯ

代表者職・氏名　代表取締役　大阪　太郎

**参　考**

|  |
| --- |
| **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条（抜粋）**第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 暴力的不法行為等　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。**二 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。**三 指定暴力団　次条の規定により指定された暴力団をいう。四 指定暴力団連合　第４条の規定により指定された暴力団をいう。五 指定暴力団等　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。**六 暴力団員　暴力団の構成員をいう。**七 暴力的要求行為　第９条の規定に違反する行為をいう。八 準暴力的要求行為　一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 |

|  |
| --- |
| **大阪府暴力団排除条例第２条(抜粋)**第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一　暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。**四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。**五 入札参加資格者 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの（以下「公共工事等」という。）に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。六 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。 |

|  |
| --- |
| **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条及び第62条第1項（抜粋）**第49条　公正取引委員会は、第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。第62条　第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項若しくは第２項又は第20条の２から第20条の６までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、委員長及び第65条第１項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。 |